

## 報告書案に対する委員コメントの概要について

※ページ数は、資料2のページ数に対応

## (1) カリキュラム・シラバスについて

## (調査結果について)

- ① 調査3で得たデータは、第1章の説明で明記したとおり、限られた件数の機関等から収集できたカリキュラム・シラバス事例の具体的な資料であるので、データの数量的な扱い（パーセント値による多・少の比較など）や、解説コメントで「～が多い・少ない」等の定量的な記述は避ける必要がある。
- 従って、調査3に関する帯グラフと、添えられたコメントは割愛する。
- 注目された事例も、「事例」であることを強調した上で掲載するのがよい。事例ではあるが貴重な情報となる。
- ② カリキュラム・シラバスの調査を掲載すべきではないか。「目的・目標」を並べただけでは、今回の調査の意図したものが見えてこないのではないか。

## (課題・今後について)

- ③ 「日振協認定機関の教員資格の1つとして、420時間以上の養成課程の修了者が認められており、又ボランティアの養成など他の分野の日本語教員等の養成・研修にも重要な役割を果たしている。
- しかし、現状は、これら長期の養成課程に対する公の機関の規制はなく、自由に開設し実施できることになっている。
- 今後さらに実態について分析をすすめ、必要がある場合は、教育の質的向上を図るとともに、受講生の保護の立場から、運営につき一定の基準を設けること、自己点検・自己評価に努めること、第三者評価についても検討する必要がある。」ということを追記してはどうか。
- ④ かつては日本語教員等の養成の基準として使用していた大学副専攻の26単位、420時間という教師養成講座の基準が、12年報告によりなくなった後の解決策に言及すべきではないか。
- ⑤ 「大学等機関や日振協認定機関の日本語教員養成・研修においては、カリキュラムにおける質の保証が必要である。現状においては、大学等機関において主として日本語教員養成を担当する専任教員の必要性や、大学等機関や日振協認定機関における日本語教員養成・研修のシラバスの内容を平成12年の「日本語教育のための教員養成について」の「日本語教員養成において必要とされる教育内容」をふまえることが重要である。もちろん、大学等機関や日振協認定機関が独自にカリキュラムを構築することを妨げるものではない。一般の施設・団体においては、養成・研修のカリキュラムがその地域のニーズに合っていることが重要である。」ということを追記してはどうか。

## (2) 日本語教育機関等における日本語教員等の現状について

### (調査結果について)

- ① 10ページの図表1では、勤務形態について、まず常勤について記述し、それから非常勤に触れる方がよいのではないか。
- ② 15ページの図表6では、海外における日本語教育の経験年数について、まず、経験ありの数字を説明し、そのあと経験なしの状況に触れる方がよいのではないか。

## (3) 日本語教育機関等が日本語教員等に対して求めるものについて

### (課題・今後について)

- ① 21ページの図表12では、日本語教育機関等が日本語教員等に求める具体的な役割について、全ての機関等グループに共通して多い「日本語指導」に次いで、大学等機関と日振協認定機関では「カリキュラムの作成」や「進路指導」が期待されている。このことと養成・研修をどのように関連付けて検討するか。

## (4) 日本語教育機関等が日本語教員等に対して実施している研修の内容

### (調査結果について)

- ① 調査4では、初任者研修と現職研修を別々に行っており、結果の分析も二つの研修についてそれぞれ示した方がよいのではないか。

## (5) 日本語教員等が日本語教育機関等に求める研修の内容

### (調査結果について)

- ① 調査5について、他の調査項目と同様に、大学等機関・日振協認定機関、一般の施設・団体の三つの区分ごとに記述し、分析をした方がよいのではないか。

## (6) 日本語教育能力検定試験

### (調査結果について)

- ① 25ページ図表16で、日振協認定機関の81%が検定試験の合格が望ましいとしているのは、ほとんどの機関が、日振協の認定機関における教員として、検定試験に合格できる専門的知識の必要性を求めていることを示しているのではないかと。
- ② 25ページ図表16で、日振協認定機関の約80%、大学等機関の約50%が試験に合格していることが望ましいとしながら、p.17に示された機関・団体別の合格者の割合は、大学等機関においては約30%、日振協認定機関においては45%にとどまっている。日本語教育能力検定試験は、日本語教員等として、その知識・能力が基礎的な水準

に達しているかどうかを測るものである。日本語教員等の養成・研修の一つの目標として、またその成果を測る手段として日本語教育能力検定試験を活用することは極めて重要であると考え。

- ③ 25ページ図表16の「一般の施設・団体では、合格をあまり重視していない傾向がわかる。」の記述に続き、「(前略) 試験の有用性を前提にその活用に配慮する一方で、必ずしもこれにこだわるべきではない場合もあることに十分留意する…」とあるが、一般の施設・団体における検定試験有用性について否定的である必要はない。

#### (課題・今後について)

- ① 平成23年度に新たに日本語教育能力試験の内容を現代に合わせる形で変更したものの、その試験と、現在進行している日本語教員等の養成・研修シラバス、或いは専門性の担保との関連が曖昧。

### (7) 日本語教員等養成課程修了後の進路・日本語教員等の処遇

#### (課題・今後について)

- 「今、日本語教師を目指す者の数が減っている現象の分析と今後の復活がなるかどうかの真剣な討議(大学でも8%しか日本語教育に進まなくなった理由)が必要である。」ということを追記すべきではないか。
- 大学等の教員養成課程修了者のうち日本語教員に就職した者が8%であるとの結果が出ている。この結果をどのようにとらえたらよいのか、いろいろな観点より分析する必要があるが、日本語教育機関の教員の処遇にも関連があると思われる。  
日本語教員養成等の今後を考える場合は、教員の給与等処遇の問題も重要な課題として取り上げる必要があるのではないか。
- 地域の日本語支援者、日本語学校を含めて大学以外の日本語指導者の身分の確証が必要であり、専門職として評価することが大事。この30年間、専門職としての日本語教育指導者について議論されていないが、その社会的身分、給与体系の確立、国家政策としてどう保護するかということについて検討すべきである。

## (8) その他

### (課題・今後について)

- ① 下記のような多様な日本語教育への要請に積極的に対応していくため、日本語教員等の養成・研修についても新たな観点から検討する必要があることについて触れる方がよいのではないかと。
  - ① 看護師・介護福祉士への日本語研修
  - ② 留学生等に対するビジネス日本語
  - ③ 定住外国人・子弟に対する日本語研修
  - ④ 研修生・技能実習生に対する日本語研修
  
- ② 様々な学習者集団を対象として、それぞれの必要に対応する日本語教育を行うことが社会の各方面で要請されていることへの留意について記述した方がよいのではないかと。以下のような学習者集団である。
  - ① 来日して看護師・介護福祉士を目指す外国人への日本語教育
  - ② 定住外国人及びその子弟（児童・生徒）に対する日本語教育
  - ③ 留学生等に対するアカデミック（専門的な学問・研究の）日本語の教育・研修
  - ④ 職業人（ビジネスパーソン）に対するビジネス日本語の教育・研修
  - ⑤ 研修生・技能実習生に対する日本語の教育・研修また、今回の調査研究の直接的な背景（第1章）として位置付けた「生活者としての外国人に対する日本語教育」は、こうした多様な立場の人々に共通する生活者の側面に着目したものである。それと並んで、上記の学習者が持つ、仕事や勉学など特定場面での日本語を習得したいという要請に応える知識や能力を備えた日本語教員の養成・研修が求められているということについて記述すべきではないかと。
  
- ③ まますます多様化していくと思われる教育現場で、対象別の日本語教育が実施出来る能力を分析する上で、日本語教育の基礎研究を大学が推進しなければならないのではないかと。近未来的日本語教師の中の専門分野別資格設定など、今後の課題に言及しておく必要もあるのではないかと。また、日本語教育を取り巻く社会の流動性を考えると、余り厳しくすると、またすぐに基準自体が古くなることも従来以上に覚悟しなければならない。
  
- ④ 地域の日本語教育が刻々と変化する日本語教育の現場を確り捉え、大学との連携を忘れずに研究テーマを大学に送る役割も持っているのではないかと。
  
- ⑤ 今回実施した日本語教員等の養成・研修に関する実態調査を、文化庁が毎年実施する「日本語教育実態調査」等に調査項目を精選して組み入れる等の方法により、定期的、継続的に実施することを期待したい。こうした調査を通じて、日本語教員等の実態、その養成・研修の実態や課題等について、例えば機関等の多様性を考慮に入れたさらにきめ細かな情報などが把握・蓄積でき、本報告の指摘した課題をそれらに基づいて検討することが可能となるからである。

- ⑥ 今回の調査研究では、日本語教育機関等が実施している養成・研修を対象としたが、日本語教育機関等の養成・研修の問題は、これらの機関のほかに、全国的立場から養成・研修事業に関係する機関・団体もあり、今後これらの機関・団体の養成・研修事業の実態を調査し、総合的に検討する必要がある。
- ⑦ 総括としての第3章36頁(養成・研修の課題の分析について)では、大学等機関、日振協認定機関、一般の施設・団体、3領域の「違い」は顕在化したが、「生活者としての外国人」の課題が特出されず、趣旨との整合性が見えにくい。「生活者としての外国人」の日本語教育の推進に3領域の実態がどう影響を与えるのか、について述べられる必要があるのではないか。